

平成26年度

労働行政のあらまし



せんぐう館

この冊子は、三重労働局の業務のあらましと平成26年度の重点施策を説明したものです。

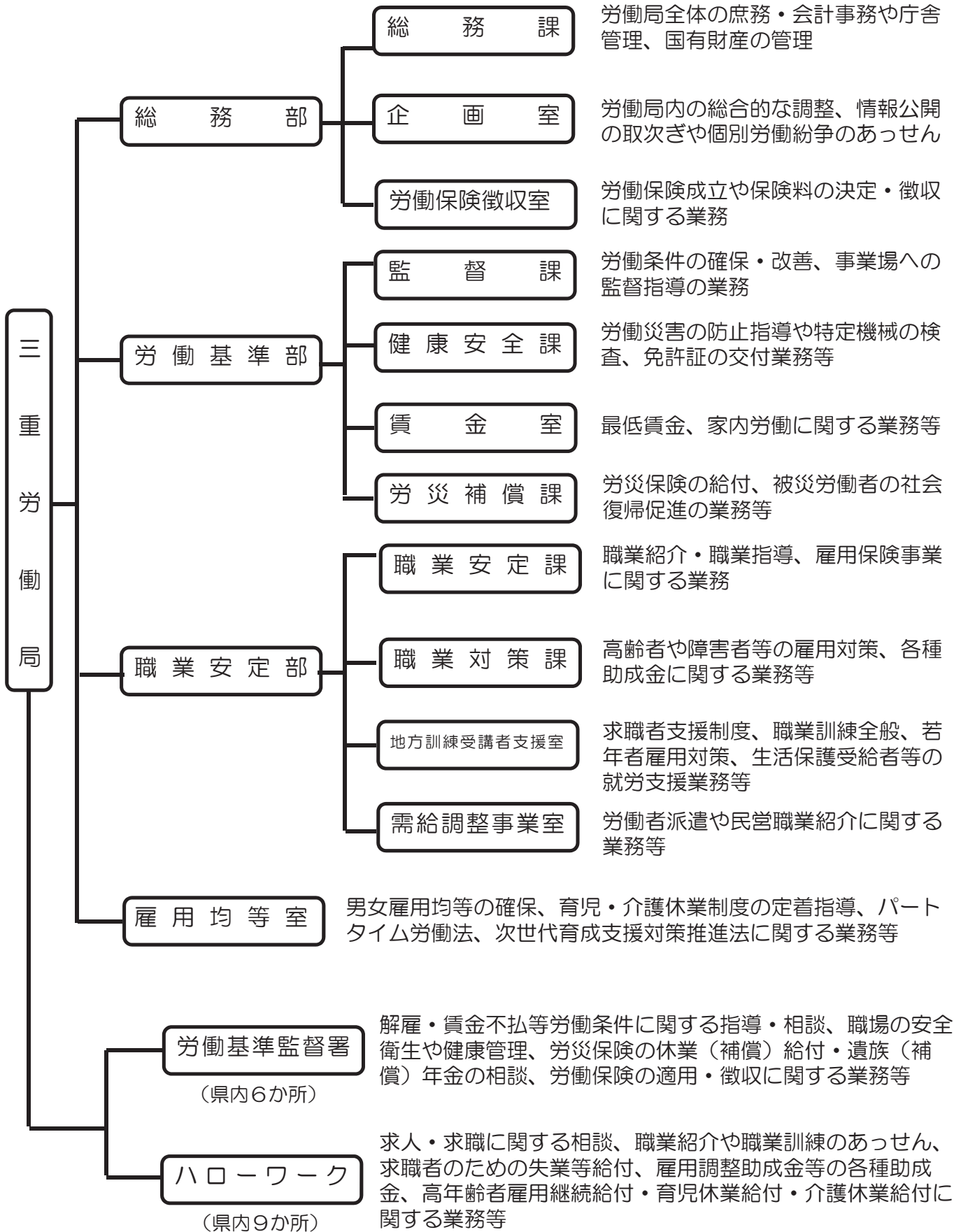
(目次)

三重労働局の組織と業務の内容	2
平成26年度の重点施策	3
労働基準分野の重点施策	4
職業安定分野の重点施策	6
雇用均等分野の重点施策	8
総合分野の重点施策	10
労働基準監督署の所在地と管轄	12
ハローワークの所在地と管轄	12
助成金のご案内	13
関係機関のご案内	14

厚生労働省 三重労働局
労働基準監督署・ハローワーク

三重労働局の組織と業務の内容

三重労働局は、平成12年4月に三重労働基準局と三重県職業安定課・雇用保険課と三重女性少年室の3つの機関を統合して、三重県の総合的な労働行政機関として発足しました。



平成26年度の重点施策

労働基準分野

- 働く人の労働条件の確保と改善を図ります。
- 働く人が安全で健康に働くことができる職場づくりを進めます。
- 最低賃金制度の適切な運営に努めます。
- 労働災害による補償を迅速・適正に行います。



局長安全パトロール

職業安定分野

- 現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策を進めます。
- 若年者や障害者、高齢者の雇用対策を進めます。
- 派遣労働者や非正規雇用の方々の対策を進めます。



障害者面接会

雇用均等分野

- 男女の雇用機会均等対策を進めます。
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策を進めます。
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇確保の対策を進めます。



雇用均等推進員会議

総合的な職場環境整備

- ワーク・ライフ・バランスの実現を進めます。
- 適正な労働条件の整備を進めます。
- 個別労働紛争解決制度の運用を行います。



大学での労働法令教育

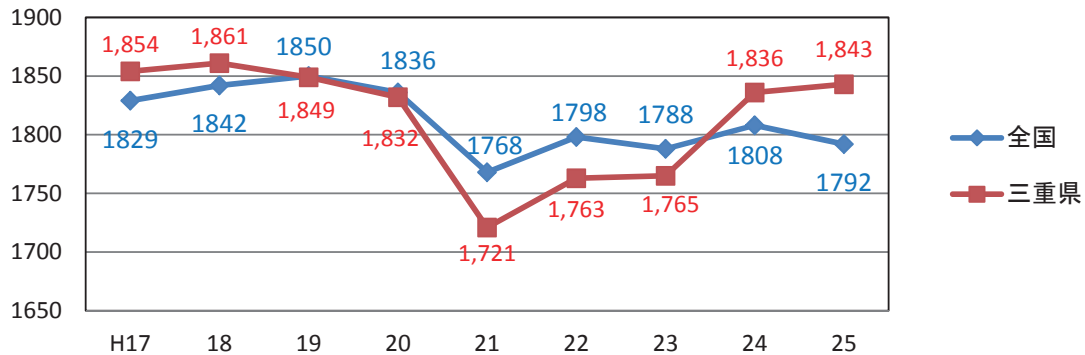
労働基準分野の重点施策

■労働条件の確保・改善対策

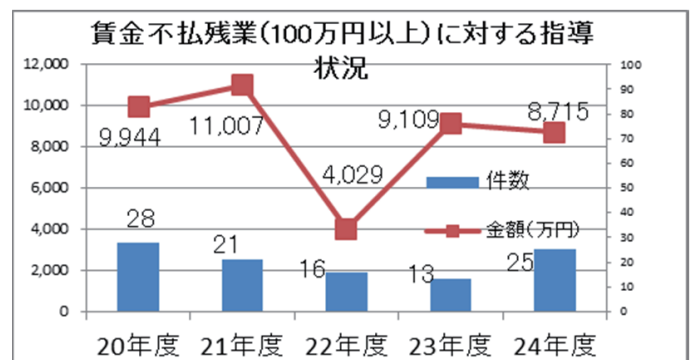
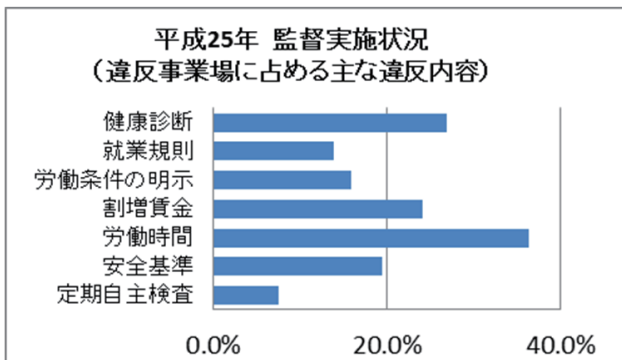
過重労働による健康障害を防止するため、労働基準法の遵守徹底を図るとともに、長時間労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場に対して指導し、長時間労働の抑制や健康確保措置の定着を図ります。

また、11月を「過重労働解消キャンペーン（仮称）」期間とし、長時間労働抑制等に向けた集中的な啓発活動を行います。

年間総実労働時間の推移（全国との比較）



賃金不払残業を防止するため、労働時間管理に問題があると考えられる事業場に対して、監督指導します。



■最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の適正な改定を行い、その周知と履行確保を図ります。

最低賃金の名称		金額	効力発生日
三重県最低賃金		時間額 737円	平成25年10月19日
特定（産業別）	ガラス・同製品製造業	時間額 800円	平成26年1月4日
	電線・ケーブル製造業	時間額 820円	
	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	時間額 816円	
	電気機械器具製造業（略称）	時間額 805円	
	輸送用機械器具製造業（略称）	時間額 841円	
最低賃金	銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	日額 5,907円	平成10年12月15日
		時間額 739円	
	一般機械器具製造業	時間額 762円	平成15年12月15日

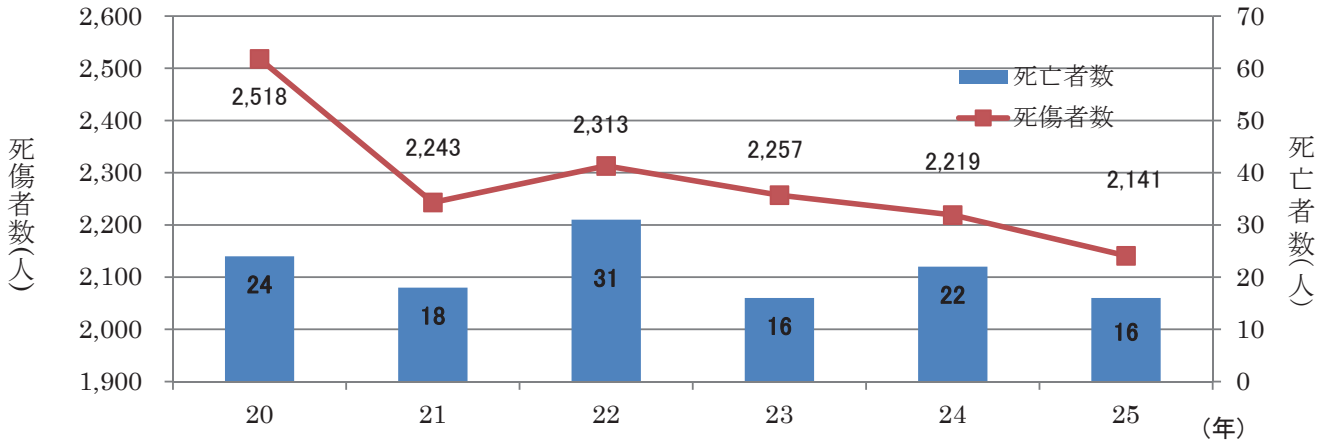
■労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

三重労働局の平成26年における目標

- 1 全産業における死亡者数を15人以下にすること
- 2 死傷者数を平成25年と比較して3%以上減少させること

事業場における安全衛生対策の取組を継続的に推進するため、事業場の実態に応じたリスクアセスメント等の自主的な安全衛生活動の一層の定着を図ります。

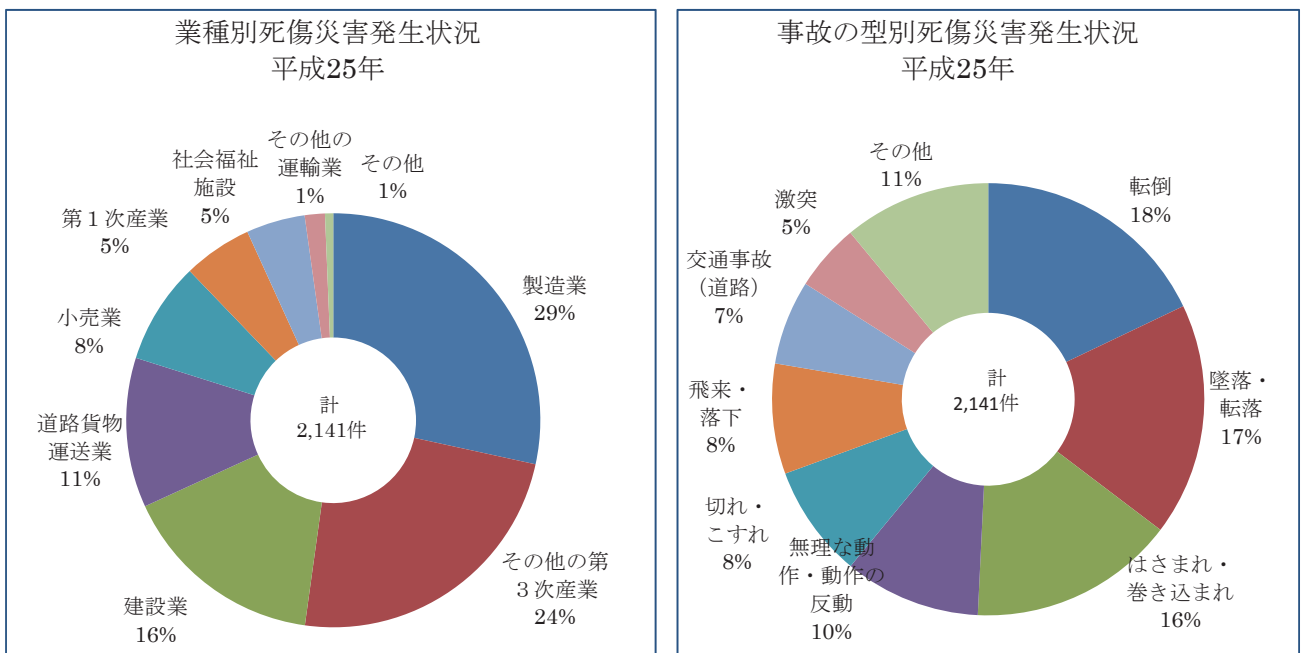
労働災害発生状況



本年1月にコンビナートにおける化学設備の非定常作業中に5名が死亡する重大災害が発生したことを踏まえ、コンビナート地域の事業場の爆発火災災害防止措置の徹底を図ります。

平成25年に労働災害が増加した、陸上貨物運送業と建設業については、特に重点的に対策を進めます。

陸上貨物運送業に対しては、荷役作業時の災害防止と交通労働災害防止対策を推進するとともに、建設業に対しては、7月の「墜落災害防止強調月間」を中心に、墜落・転落災害防止対策を一層推進します。



化学物質を使用する事業場に対して、自主的な労働衛生管理活動の促進を推進します。

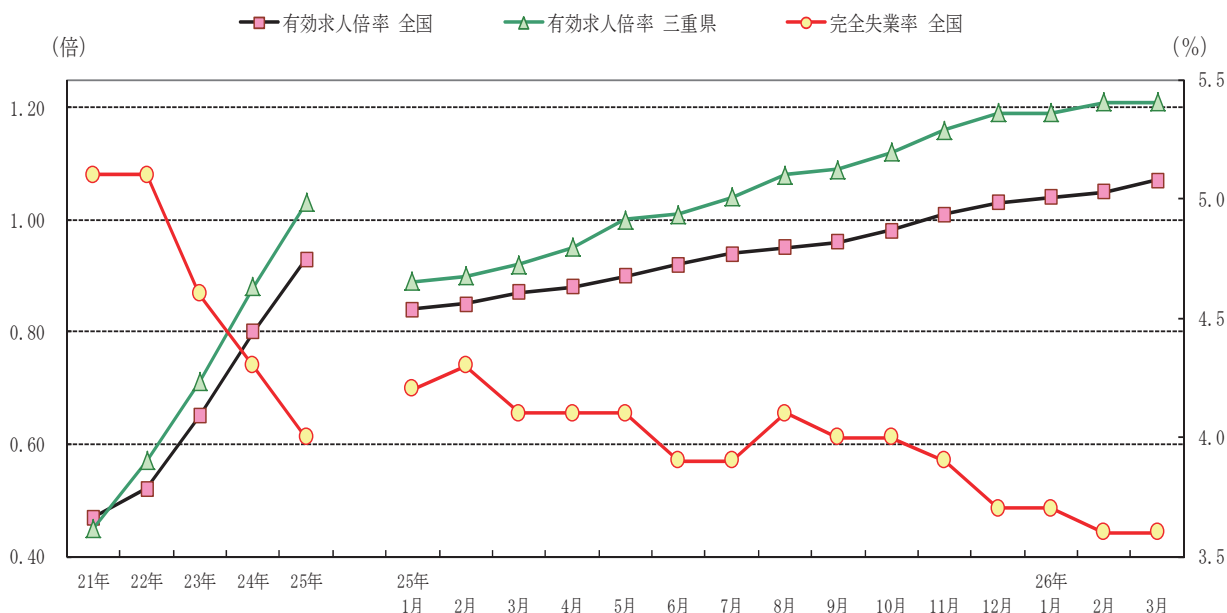
職業安定分野の重点施策

■現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進

ハローワークにおける業務目標

- ・ 求職者の就職率（26年度目標：33.5%以上）
- ・ 雇用保険の早期再就職割合（26年度目標：29.0%）
- ・ 求人充足率（26年度目標：20.3%）

職業紹介の充実により効果的に求人者と求職者をマッチングしていきます。また、きめ細かい対応により求職者サービス・求人者サービスの向上に努めます。



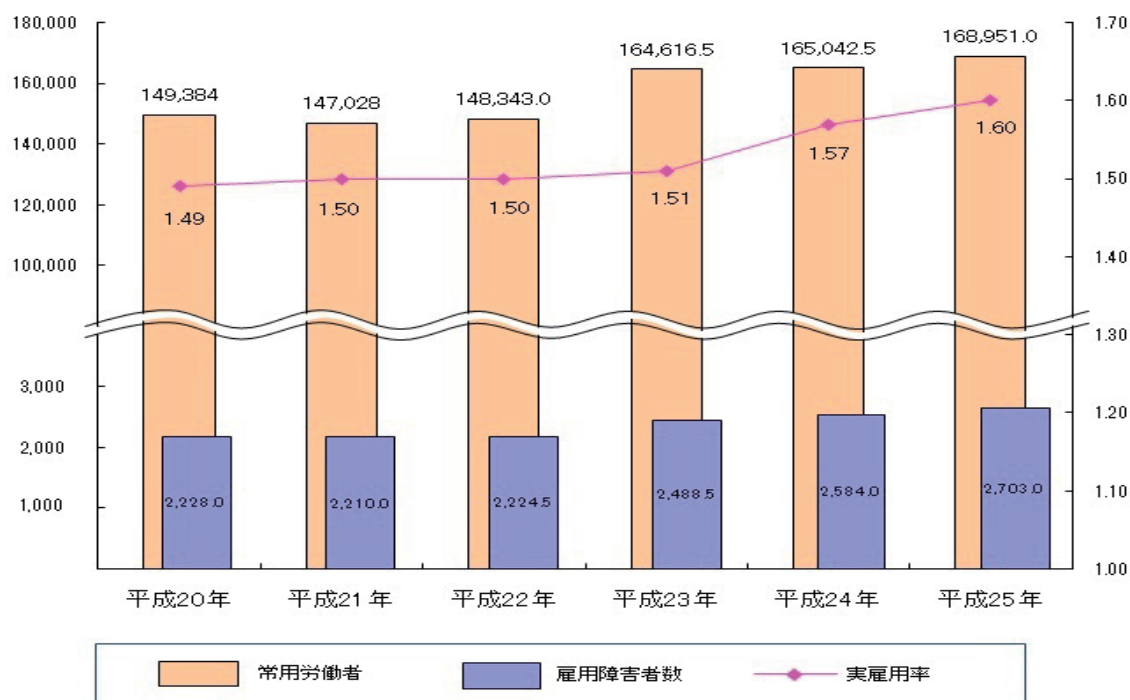
■若年者の雇用対策

学校と協力し学卒ジョブサポーターにより、新規学校卒業予定者・既卒者に対する就職支援を行います。「新卒応援ハローワーク」「わかものハローワーク」において「正社員就職をあきらめさせない」ための支援を続け、就職した後には定着できるように支援します。詳しい採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及を広め、若年者へ情報提供します。

■障害者の雇用対策

障害者雇用率未達成の民間企業及び公的機関に対する雇用率達成指導を労働局幹部をメンバーとしたプロジェクトチームにより行うとともに、個々の企業の抱えている課題に合わせ、関係機関と連携した支援を行います。

障害者雇用状況(各年6月1日現在)



■高齢者の雇用対策

高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対して、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置が講じられるよう、指導・援助等を行います。

また、就職が困難な高年齢求職者に対する総合相談窓口を、四日市・津・松阪・伊勢のハローワークに開設し、就労支援チームによる就労支援を実施します。

■派遣先事業所に対する指導監督等

労働者派遣事業等に関する法制度の周知、関係事業主への指導監督、許可申請・届出の処理及び事業報告の徴取等を厳正かつ効果的に実施します。

また、労働者派遣契約の中途解約の場合、休業等により生じる派遣元事業主の損害を契約により派遣先が適切に賠償することや、派遣先の関連会社等での就業先をあっせんする等により、新たな就業機会の確保を図るよう啓発指導します。

■非正規労働者への対策

各種セミナー等の開催、トライアル雇用や求職者支援制度、若者応援企業の活用などにより、正社員就職に向け希望者一人一人に応じた支援を行います。

また、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを進めるため、「キャリアアップ助成金、キャリアアップに関するガイドライン」を周知し、事業主の実状に応じた相談支援を行います。

雇用均等分野の重点施策

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の相談に対しては、問題の把握を行った上で、相談者のニーズに応じ、労働局長による紛争解決援助又は機会均等調停会議による調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。

平成26年7月1日から施行・適用される、改正男女雇用機会均等法施行規則、改正性差別指針等について周知を図ります。

改正のポイント

- すべての労働者の募集・採用、昇進、職種変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件をつけることは、間接差別として禁止します。
- 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の指針をより分かりやすくします。
- コース別雇用管理の指針が適用されます。 etc.

男女雇用機会均等法について、特に配置・昇進の性差別や、間接差別、コース別雇用管理に重点を置いて指導します。

ポジティブ・アクションの促進に向け、新たに創設する助成金制度の周知とともに、必要な助言及び情報提供等を行います。

ポジティブ・アクションとは？

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

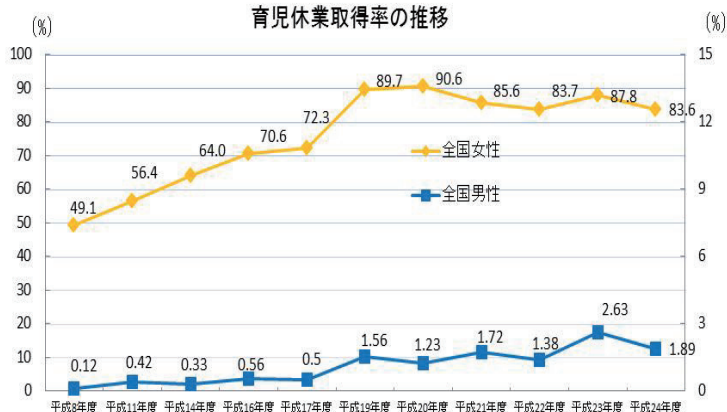


ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

育児・介護休業法の履行確保を図るとともに、法違反事項などに指導を実施します。

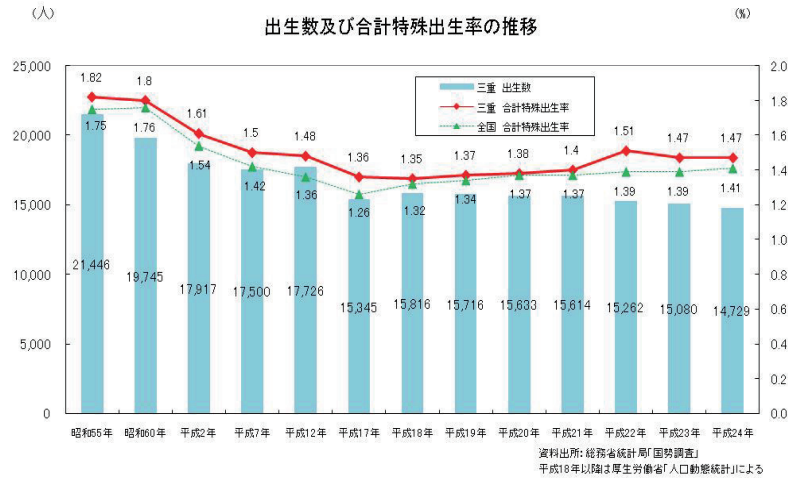
育児休業や短時間勤務制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備について、両立支援助成金と併せて周知・啓発を行います。

育児休業取得率の推移



資料出所：女性管理基本調査(平成8年度～17年度)
雇用均等基本調査(平成19年度～24年度)
※平成23年度の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出、周知・公表の指導等を行うとともに、次世代法に基づく認定制度について広く周知します。



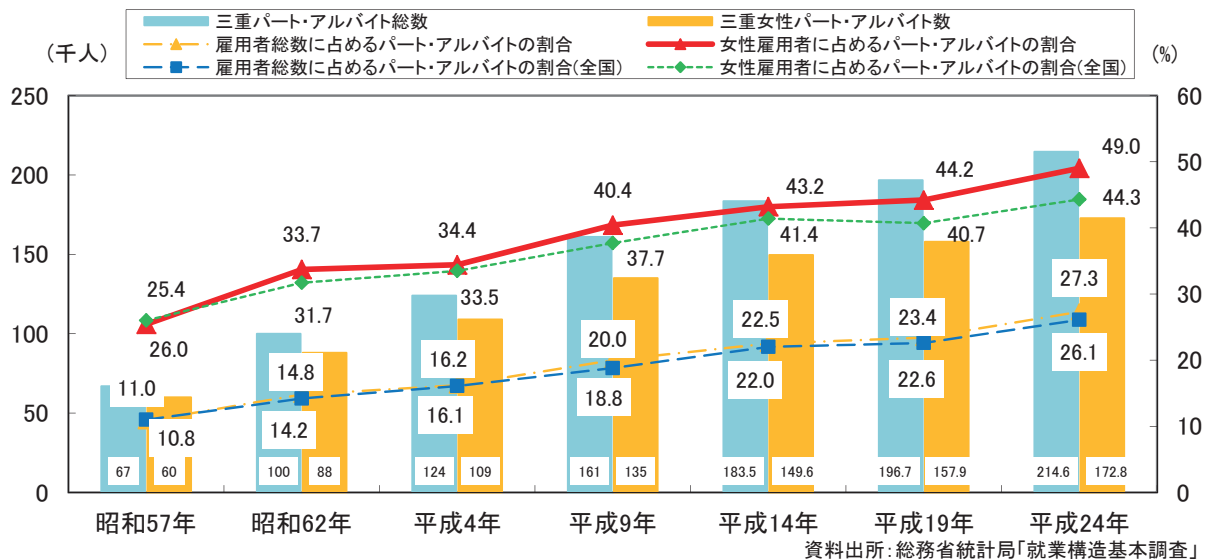
次世代認定マーク
愛称：くるみん

パートタイム労働法については、特に差別的取扱いの禁止や均等・均衡待遇を重点に履行確保を図ります。

中小事業主に対し、均等・均衡待遇やパートタイム労働者から正社員への転換が推進されるよう、実態に応じたアドバイス等を行います。

また、より多くの事業主やパートタイム労働者等がパートタイム労働法の内容について正確な情報が得られるよう、十分な周知に努めます。

パート・アルバイトの人数及び割合の推移



ポジティブ・アクションや、仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範となる取組を推進している企業を公募し、「均等・両立推進企業表彰」を実施します。

安心して働くことのできる環境整備

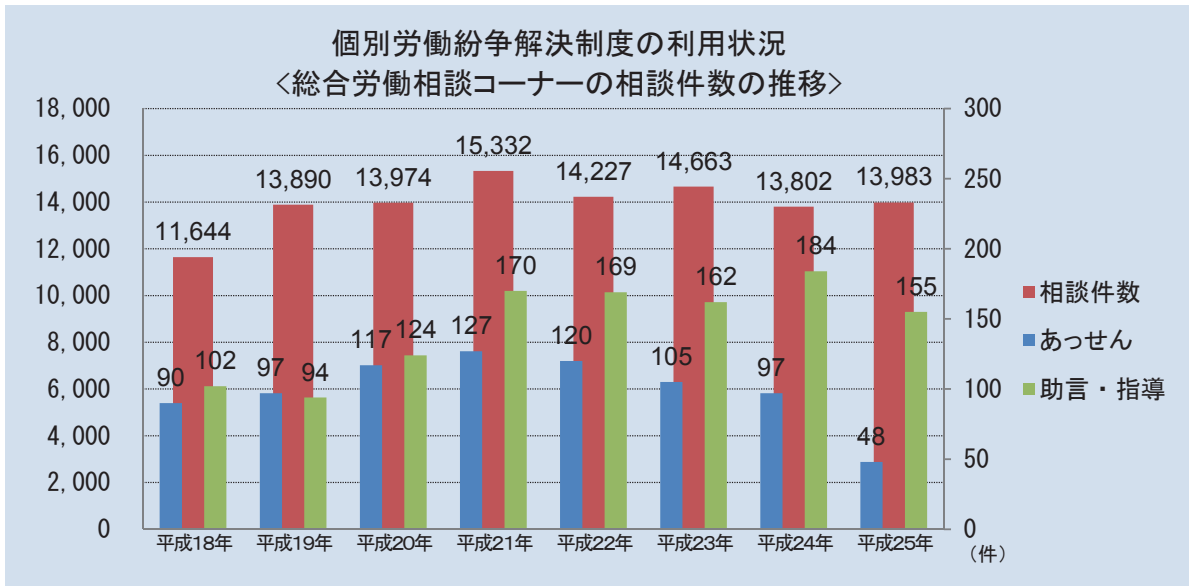
■個別労働紛争解決制度の積極的な運用

増加している職場でのいじめや、解雇、労働条件の引下げなど労働関係に関する労働者と事業主の間のトラブルの迅速・適正な解決に向けて、個別労働紛争解決制度を積極的に運用します。

「個別労働紛争解決制度」とは？

個別労働関係紛争の解決促進を図るため、次のことを行っています。

- 総合労働相談コーナーで、専門相談員による相談への対応や労働関係情報の提供
- 助言・指導による解決促進
- 弁護士などの紛争調整委員会委員のあっせんによる解決促進



■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

気運の醸成のためワーク・ライフ・バランス憲章等の周知等を図るほか、雇用均等分野の重点対策に記載した、「職業生活と家庭生活の両立支援対策」や「パートタイム労働者の均等・均衡処遇の確保対策」を進め、短時間正社員制度の周知を図る。

■適正な労働条件の整備

○働き方・休み方の見直し

働き方・休み方の見直しを促進するため、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行い、「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言・指導等を実施します。また、労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業等に対する助成を行います。

○医療分野の「雇用の質」の向上のための取組の推進
勤務環境改善に自主的に取り組む医療機関に対して、労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援を実施します。
また、医療機関の労務管理者等を対象とした労務管理研修会を関係機関と連携して実施します。

○職場のパワーハラスメント対策の予防・解決に向けた環境整備
リーフレット、ハンドブック等の配布やポータルサイト「あかるい職場応援団」の周知を行います。

○労働法制の普及等に関する取組
卒業を控えた学生に対して、新規卒者を取り巻く状況や企業が求める人材像を伝えるとともに、労働関係法令上の権利や義務を十分認知して就労するよう、大学等でセミナーを実施します。

○労働契約に関するルールの周知啓発
労働契約に関する基本的なルールを定める「労働契約法」や裁判例の趣旨及び内容について、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるよう、労使双方に対して情報提供や周知を図ります。

■積極的な広報の実施(改正法の周知)

重要な施策や法制度の改正等の動向等を分かりやすく適時適切に提供してマスコミや地域関係者に対して労働局や署所の果たしている役割、各種施策、業務の成果等を周知します。

※ 法改正の動き ～改正法が成立後、周知・広報を行います～
育児休業給付の充実を盛り込んだ「雇用保険法の一部を改正する法律」
延長等を内容とする「次世代法」・内容を充実させる「パートタイム労働法」
メンタルヘルス対策や受動喫煙防止対策等を充実させる「労働安全衛生法」
対象業務などの見直しがある「労働者派遣法」
が成立した後、広く周知・広報を行います。

■労働保険制度の適正な運営

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期すため、労働保険料の適正な徴収や、労働保険の未手続事業場の一掃を行います。

労働保険とは？

労災保険と雇用保険を総称したもので、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、労働保険として原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

労働基準監督署の所在地と管轄

名 称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX番号	管轄区域
四日市労働基準監督署	〒510-0064 四日市市新正2-5-23	TEL 059-351-1661 FAX 059-351-1660	四日市市、桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡
松阪労働基準監督署	〒515-0011 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3F	TEL 0598-51-0015 FAX 0598-51-9988	松阪市、多気郡
津労働基準監督署	〒514-0002 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎1F	TEL 059-227-1282 FAX 059-227-1283	津市、鈴鹿市、亀山市
伊勢労働基準監督署	〒516-0008 伊勢市船江1-12-16	TEL 0596-28-2164 FAX 0596-28-2166	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡
伊賀労働基準監督署	〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎1F	TEL 0595-21-0802 FAX 0595-21-2640	伊賀市、名張市
熊野労働基準監督署	〒519-4324 熊野市井戸町672-3	TEL 0597-85-2277 FAX 0597-85-2422	熊野市、尾鷲市、北牟婁郡、 南牟婁郡

ハローワークの所在地と管轄

名 称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX番号	管轄区域
ハローワーク桑名	〒511-0078 桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1F	TEL 0594-22-5141 FAX 0594-23-2604	桑名市、いなべ市、桑名郡、 員弁郡、三重郡のうち朝日町
ハローワーク四日市	〒510-0093 四日市市本町3-95	TEL 059-353-5566 FAX 059-354-1921 059-353-7744	四日市市、三重郡（朝日町を除く）
ハローワーク鈴鹿	〒513-8609 鈴鹿市神戸9-13-3	TEL 059-382-8609 FAX 059-383-5594 059-383-5619	鈴鹿市、亀山市
ハローワーク津	〒514-8521 津市島崎町327-1	TEL 059-228-9161 FAX 059-223-2395	津市
ハローワーク松阪	〒515-8509 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1F	TEL 0598-51-0860 FAX 0598-50-4186	松阪市、多気郡
ハローワーク伊勢	〒516-8543 伊勢市岡本1-1-17	TEL 0596-27-8609 FAX 0596-27-1384	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡（大紀町錦を除く）
ハローワーク伊賀	〒518-0823 伊賀市四十九町3074-2	TEL 0595-21-3221 FAX 0595-24-2989 0595-24-3067	伊賀市、名張市
ハローワーク尾鷲	〒519-3612 尾鷲市林町2-35	TEL 0597-22-0327 FAX 0597-23-2664	尾鷲市、北牟婁郡、度会郡のうち 大紀町錦
ハローワーク熊野	〒519-4324 熊野市井戸町赤坂739-3	TEL 0597-89-5351 FAX 0597-89-5369	熊野市、南牟婁郡

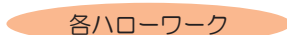
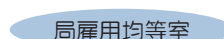
助成金のご案内

助成金の詳しい要件など、ご遠慮なくお問い合わせください

従業員の採用や雇用管理改善のためにご利用ください

どんな時？	助成金等の名称	問い合わせ先	電話番号
若者、非正規社員を雇用したり、育成するとき	若者応援企業宣言 トライアル雇用奨励金	労働局職業安定課 労働局地方訓練受講者支援室	059-226-2305 059-261-2941
非正規社員の人材育成等	キャリアアップ助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
中高年齢者を雇用するとき	高齢者雇用開発特別奨励金 特定求職者雇用開発助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
障害のある人を雇用するとき	障害者トライアル雇用奨励金 特定求職者雇用開発助成金 障害者初回雇用奨励金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
母子家庭の母などを雇用するとき	特定求職者雇用開発助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
雇用調整を行うとき	雇用調整助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
雇用増の取組などを行うとき	地域雇用開発助成金 雇用促進税制	労働局職業対策課 労働局職業安定課	059-226-2306 059-226-2305
労働者の再就職支援、受入れ労働者への職業訓練を行うとき	労働移動支援助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
職業訓練を行うとき	キャリア形成促進助成金	労働局職業対策課	059-226-2306
仕事と家庭の両立を支援するとき	両立支援助成金 くるみん税制 	労働局雇用均等室	059-226-2318
労働時間、休日等を改善するとき	職場意識改善助成金	労働局監督課	059-226-2106
喫煙室等の設備を設置するとき	受動喫煙防止対策助成金	労働局健康安全課	059-226-2107
業務効率と賃金の改善を行うとき	業務改善助成金	労働局賃金室	059-226-2108

このほかにも、いろいろな支援制度や助成金などがあります。

- 従業員の採用や、求職活動などのご相談は 
- 労働条件などのご相談は 
- 女性の能力発揮、育児・介護休業、パートタイム労働者の雇用管理に関するご相談は 

 三重労働局ホームページアドレス <http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

関係機関のご案内

■労働基準協会等

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)三重労働基準協会連合会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
(公社)全国労働基準関係団体連合会三重県支部	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
桑名労働基準協会	〒511-0068 桑名市中央町3-23 桑名シティホテル3F	TEL 0594-21-8341
(一社)四日市労働基準協会	〒510-0071 四日市市西浦1-1-10	TEL 059-353-3910
津労働基準協会	〒514-0004 津市栄町3-261 笠間ビル3F	TEL 059-227-3817
松阪労働基準協会	〒515-0814 松阪市久保田町173-8	TEL 0598-26-6022
伊勢労働基準協会	〒516-0037 伊勢市岩淵1-7-17 伊勢商工会議所2F	TEL 0596-24-6254
伊賀労働基準協会	〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1733-3	TEL 0595-21-3939
熊野尾鷲労働基準協会	〒519-4324 熊野市井戸町351-2 熊野建設業会館2F	TEL 0597-85-3489

■安全衛生行政関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)三重労働基準協会連合会 ●中央労働災害防止協会三重県支部 ●三重THP推進連絡協議会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
建設業労働災害防止協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館内	TEL 059-227-5922
陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部	〒514-8515 津市桜橋3-53-11 三重県トラック会館内	TEL 059-225-0356
林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋1-104 三重県林業会館内	TEL 059-225-9014
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部 四日市支部	〒510-0051 四日市市千歳町6-6 日本トランスシティ(株)内	TEL 059-353-5211
(一社)日本ボイラ協会三重支部	〒514-0006 津市広明町349-1 いけだビル4F	TEL 059-226-4895
(一社)日本クレーン協会三重支部	〒514-0131 津市あのだつ台4-3-5	TEL 059-231-0010
(公社)建設荷役車両安全技術協会三重県支部	〒514-0009 津市羽所町601 アカツカビル4F	TEL 059-223-7177
(一社)日本ボイラ協会三重検査事務所	〒514-0006 津市広明町349-1 いけだビル4F	TEL 059-226-1312
(一社)日本クレーン協会三重検査事務所	〒514-0004 津市栄町3-127 茂木ビル2F	TEL 059-225-9391
(公社)日本作業環境測定協会東海支部三重分会	〒510-0575 四日市市午起2丁目4-18 (株)東海テクノ内	TEL 059-332-5122
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 三 重 支 部	〒512-0911 四日市市生桑町菰池450-3 (医)尚豊会四日市健診クリニック内	TEL 059-330-7723
(独)労働者健康福祉機構 三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5F	TEL 059-213-0711

■職業安定行政関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(財)産業雇用安定センター三重事務所	〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル6F	TEL 059-225-5449
(財)介護労働安定センター三重支所	〒514-0009 津市羽所町513 サンヒルズ2F	TEL 059-225-5623
(公社)三重県シルバー人材センター連合会	〒514-0002 津市島崎町314 三重県島崎会館2F	TEL 059-221-6161
三重職業訓練支援センター	〒510-0943 四日市市西日野町4691	TEL 059-321-3171
三重障害者職業センター	〒514-0002 津市島崎町327-1	TEL 059-224-4726

■労働保険適用徴収関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)全国労働保険事務組合連合会三重支部	〒514-0003 津市桜橋1-687	TEL 059-224-0034